

平成23年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

○議事日程

平成23年2月9日（水）午後3時開会

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期について

日程第4 一般質問

日程第5 議案第1号 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第2号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第7 議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第8 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第9 静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

○出席議員（16人）

(1番)	相馬宏行君	(2番)	板垣紀夫君
(3番)	若林洋平君	(4番)	太田長八君
(5番)	栗原裕康君	(7番)	滝口達也君
(8番)	高林一文君	(9番)	太田順一君
(10番)	阿南澄男君	(11番)	八木啓仁君
(12番)	楠田一男君	(14番)	渡邊嘉郎君
(15番)	鈴木史鶴哉君	(18番)	田村典彦君
(19番)	梶繁美君	(20番)	吉永満榮君

○欠席議員（4人）

(6番)	大場孝侑君	(13番)	三上元君
(16番)	石原茂雄君	(17番)	石井直樹君

○説明のための出席者（9人）

広域連合長 小嶋善吉君
副広域連合長 村松藤雄君
事務局次長 高井晋一君
保険料室長 荒川克紀君
電算室長 中村祥和君

副広域連合長 鈴木康友君
事務局長 大橋芳幸君
資格管理室長 原田猛一君
医療給付室長 平林則彦君

○職務のための出席者（2人）

書記長 芹澤誠君 書記 鍋田賢仁君

午後3時開会

○議長（滝口達也君）ただいまの出席議員は16名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成23年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告として、4点の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動について、御報告いたします。最初に、昨年8月4日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、町長区分から相馬宏行議員が当選されましたので、御報告いたします。次に、閉会中に、市議会議員区分から選出されていた土屋源由議員から辞職願が提出され、昨年12月24日付けで許可をいたしました。このことにより、1名が欠員となりましたが、昨年12月27日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、板垣紀夫議員が当選されましたので、併せて御報告いたします。

次に、本日、広域連合長から、議案第1号 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）ほか3件の議案が提出されております。

次に、監査委員から、平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成22年6月分から平成22年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

次に、2011年1月21日付けで、静岡県社会保障推進協議会会長林克氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から、後期高齢者医療制度の運用に関する陳情が提出され、陳情書の写しをお手元に配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の指定について

○議長（滝口達也君）日程第1、議席の指定を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。新たな議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（滝口達也君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において阿南澄男議員及び八木啓仁議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（滝口達也君）次に、日程第3、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（滝口達也君）次に、日程第4、一般質問に入ります。

発言通告順により、八木啓仁議員の質問を許します。八木啓仁議員。

○議員（八木啓仁君）通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。高齢者のための新たな医療制度についてであります。

現行の後期高齢者医療制度は、施行当初から後期といわれた名称や、保険料の特別徴収などにおける制度説明の不足等から、被保険者を初め、多くの国民に不安と混乱を生じさせたことも事実だと思います。しかし、昨今においては、きめ細やかな対応や制度の改善等により、大変落ち着いた運営になっていると認識しております。

そんな中、いわゆる政権交代によって、現在の制度は、平成24年度中に廃止とされ、新たな高齢者のための医療制度等について、厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」で検討され、昨年7月には「中間とりまとめ」、そして12月には「最終とりまとめ」が行われました。この内容は、新制度の施行を平成25年3月1日とし、国保と被用者保険に戻した上で、75歳以上国保を都道府県単位で財政運営されるよう提言されています。そしてまた、国保の全年齢での都道府県単位化の目標時期を平成30年度とし、それを法律に明記することも求めています。そんな中、聞くところによりますと、財政運営を担うことについて、全国知事会が最後まで反対の姿勢を貫く中での「最終とりまとめ」であったようですが、厚生労働省は、この最終報告を受けて新制度の法制化への作業を進めているとのことでもあります。

このような状況において、高齢者の皆さんが、適切な負担のもとで安心して医療が受けられること、そして安定した運営が可能な制度となるよう、広域連合として、国に対し、新制度はもとより、現行の制度についても、これまでどのような働きかけ、活動をされてきたのか、お伺いするものであります。

また、新制度施行までの間、現行制度をどのように運営していく考えなのか、併せてお伺いいたします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）広域連合では、厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」での、高齢者のための新たな医療制度等に関する検討内容や状況等について、常に情報を把握してきたところであります。

広域連合としましては、これまでに、事務局長が出席するブロック会議において、また、広域連合長が出席する全国後期高齢者医療広域連合協議会において、国に対し、「新制度施行まで継続される現行制度については、未だ改善が必要な事項が多々見られ、その多くは新制度における課題となる点も多い」ということについて、また、「新制度の創設に当たっては、現行制度における課題を解消し、被保険者等に不安や混乱を与えず、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となるよう」、意見を申し上げてきたところであります。

さらに、広域連合では、昨年10月に、被保険者、保険医または保険薬剤師、医療保険者、学識経験者その他有識者、それぞれを代表する委員をもって構成する「懇談会」を立ち上げました。その中で「中間とりまとめ」に対する意見を聴取し、その意見も国に上げるなど、さまざまな機会をとらえて、現行制度の円滑な運営と新制度の構築に向けた意見を国に上げていく活動を展開してまいりました。

いずれにいたしましても、現行制度が存続する間は、制度の適切で円滑な運営のために最善を尽くしていく必要がございます。そのため、高齢者の方々が適切な負担のもと、安心して制度を享受できるように、現行制度に関する必要な改善についても、積極的に国に働きかけていく考えであります。

今後も、関係市町との連携をさらに密にするとともに、広域連合としての意見や要望を、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に上げるなどの活動を展開してまいります。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。八木啓仁議員。

○議員（八木啓仁君）それでは、簡単に再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁を聞いていて、広域連合として、被保険者等各界各層から、いわゆる「懇談会」を立ち上げて、そこでの意見を国に上げていくという話ではありますが、その「懇談会」の内容についてもう少し詳しく、どのような意見が出されたのか、あるいはそれをどのような手法で国に上げたのかということについて、再質問いたします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）懇談会での「中間とりまとめ」に対する委員の皆様の御意見の主なものを申し上げますと、「制度改革全般」については、「国民各層の意見が反映されなければならない。ネットワークを含めた医療制度全般の改革に取り組まないと支え切れない。」などの御意見がございました。「制度の基本的枠組み」については、「年齢区分を65歳として、高齢者全体を一本化して保険制度の改正に取り組んでいただきたい。」などの御意見がございました。「費

用負担」については、「保険料の増額については、十分検討していただきたい。現役世代の支援金負担は、ほぼ限界にあり、これ以上の負担を現役世代に背負わせない仕組みとしていただきたい。」などの御意見がございました。「医療サービス」については、「小児科のコンビニ受診、救急車のタクシー代わりなど、国民の意識改革の必要も感じる。」という御意見がございました。

「保健事業等」については、「医療費の効率化のために、一次予防策として健康づくりを重点的に進めていかなければならない。」などの御意見がございました。「新制度への移行」については、「さまざまな広報媒体を駆使して、制度の周知を徹底していただきたい。資格の異動についても、トラブルのないようにスムーズに移行していただきたい。」などの御意見がございました。

こうした各委員の御意見を、「新たな高齢者医療制度の中間とりまとめについての意見」として文書に集約して、厚生労働省へ提出をいたしました。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。

○議員（八木啓仁君）ありません。

○議長（滝口達也君）以上で、八木啓仁議員の質問を終わります。

引き続き、発言通告順により、楠田一男議員の質問を許します。楠田一男議員。

○議員（楠田一男君）通告に従いまして、私からは短期被保険者証の交付状況についてお伺いいたします。

昨年7月に開催されました定例会において、平成21年度保険料収納率が98.86%となり、前年度より0.15ポイント上昇したとお聞きしております。国民健康保険と比べますと、かなりの高収納率であります。やはり保険料は、後期高齢者医療制度の円滑な運営のためにも非常に重要な財源であることから、滞納者に対するさまざまな指導が必要かと思われま。

そこで伺いますが、国民健康保険では多くの市町で交付されている保険証の有効期限が通常の保険証より短い短期被保険者証の交付状況は、いかがになっておりますでしょうか。御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）広域連合では、短期被保険者証の交付等の手続きを行う過程で多くの折衝機会を設けることができることにより滞納保険料の解消に役立てるため、「静岡県後期高齢者医療短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」の制定を行い、平成21年7月1日より施行し、要綱の規定に沿って短期被保険者証の交付を行っております。

交付に関しましては、平成21年8月1日に初めて24名の方に対し短期被保険者証の交付を行い、平成22年8月1日には継続者も含めて137名の方に交付を行いました。平成23年2月1日の時点では103名の方に交付中となっており、34名の方は納付に至る等の理由で通常の被保険者証に変更されております。

なお、短期被保険者証の特徴としまして、有効期限を短くしてあることにより、更新のために窓口へお越しいただくことが主な狙いでありまして、医療機関へ受診する際には通常の方と同じような一部負担金で受診することができます。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。楠田一男議員。

○議員（楠田一男君）ただいまの事務局長の御答弁を受けまして、再質問をさせていただきます。

ただいま御答弁いただきました短期被保険者証の交付につきましては、保険料の収納対策として行っていると思えますけれども、現在交付されている103名の方については、受診の機会の抑制にならないために、有効期限が切れたままで医療機関等に受診できないことがないように、慎重な取り扱いをお願いいたします。

それでは、平成21年度に比べ、今年度の交付件数がふえた理由は何か、お伺いいたします。

また、短期被保険者証が交付されているものの納付に至らず、医療費を一旦全額自己負担とする資格証明書を交付した方がいるのかについても併せて御答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）保険料の納期限を過ぎ、督促状や催告書による納付のお願い並びに電話や訪問等の納付指導を行うが納付に至らなかった方に対して、平成21年8月に初めて短期被保険者証を交付いたしました。初年度ということ、また、制度施行後初めての納付通知から1年余りであったため、滞納者の状況がよくわからない方は除外しましたので、交付件数が少数となりました。しかしながら、保険料を納付するに足りる相当な収入がある方、保険料に係る督促、催告、納付相談及び納付指導に応じない方、または市町との間に取り決めた保険料の納付誓約を履行しようとしないう方で納期限から6カ月以上経過した滞納保険料が4期以上ある悪質な滞納者においては、厳しい姿勢で望むことが市町からも求められ、生活状況の不明な方においては、折衝の機会を得るためにも短期被保険者証交付が有効な手段でありますので、今回においては、状況がよくわからない、呼び出しに応じない方も対象としたことにより、交付件数が伸びたものです。

資格証明書の交付におきましては、交付事例がなく、引き続き短期被保険者証を交付することで滞納解消に向けた働きかけを実施しているところであります。

なお、御指摘のございました受診の機会を抑制しないよう、短期被保険者証の更新呼出しに応じない方には、自宅訪問や郵送等により有効期限の切れる前には交付するよう指導しております。また、短期被保険者証を交付したことにより、被保険者との折衝の機会を積極的に捉えて、滞納保険料の収納に繋げるよう努力してまいります。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。

○議員（楠田一男君）ありません。

○議長（滝口達也君）以上で、楠田一男議員の質問を終わります。

引き続き、発言通告順により、渡邊嘉郎議員の質問を許します。渡邊嘉郎議員。

○議員（渡邊嘉郎君）通告に従いまして、健康増進について質問をさせていただきます。

高齢者の医療費の増加については、先の改革会議でも財源の論議が活発であったように、国

民皆保険制度に関わる大きな問題であることは言うまでもありません。増加していく医療費の抑制については、保険者である広域連合においても大きな課題であり、医療費の適正化事業を行うなど努力をされていることと思われまます。一般的に、高齢になれば医療機関を受診する機会がふえることは必然であります、そのような状況においても病気の重症化を防ぎ、高齢者の健康保持をすることによって、その増加する医療費を少しでも抑制していくことは大変重要であると考えます。

そこで、広域連合では、高齢者の健康保持等において、どのような事業を実施されているのかをお伺いします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）御質問の中にありましたように、高齢者の医療費につきましては、今後も増加傾向にあるものと予想されております。広域連合では、高齢者の健康保持や病気の早期発見、重症化の防止のために、各市町に健康増進事業を目的とした補助金を交付し、市町の健康づくり事業と協同しております。具体的な補助事業としましては、「健康に関するリーフレットの提供」「スポーツクラブ、保養施設等の利用助成事業」「人間ドック等の費用助成事業」などを実施しております。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。渡邊嘉郎議員。

○議員（渡邊嘉郎君）続いてお伺いいたします。

人間ドックの補助事業については、平成 21 年度に厚生労働省より広域連合に対し、各市町に十分に周知するよう通知をされていると聞いておりますが、実施市町の状況をお伺いします。

また、市町に対する補助事業のほかに広域連合で健康保持について行っている取り組みがあれば、併せてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）人間ドックの実施状況につきましては、平成 21 年度の 3 市から平成 22 年度は 10 市に増加しております。ただ、健康増進事業の補助金は、国の特別調整交付金が財源であります、例年補正予算において調整交付金が決定しており、当初予算の段階では補助金が 100%担保されないことや、特別調整交付金に上限額があり、対象市町の増加により全額補助ができなくなることもあり得ることから、一部市町においては、単独事業としての持ち出しの可能性があるため財政措置に苦慮し、3分の1弱の実施市町となっているのが現状であります。広域連合としましては、国に対して、同事業の財源である特別調整交付金を補正予算ではなく、毎年当初予算へ繰り込むことを今後も要望をしていきたいと考えております。

また、補助事業以外の取り組みにつきましては、高齢者の肺炎予防に効果が期待されている肺炎球菌ワクチン接種について、助成事業を行っている市町等と連携して、国や県に対し、同事業の公費助成を要望していくなどを考えております。

○議長（滝口達也君）再質問はありますか。

○議員（渡邊嘉郎君）ありません。

○議長（滝口達也君）以上で、渡邊嘉郎議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第5 議案第1号 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（滝口達也君）次に、日程第5、議案第1号 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、議案第1号 平成22年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算を、それぞれ5億5,020万7千円増額するものであります。内容は、平成23年度における保険料について、平成22年度の保険料軽減策を継続して実施することを決定したことに伴い、今年度中に国より円滑運営臨時特例交付金が新たに交付されること並びに当初予算に計上していた財政安定化基金について、広域連合の平成21年度決算における剰余金が、財政安定化基金交付見込額を上回る決算剰余金増加額となったことから、財政安定化基金が交付されないことなどにより予算の補正を行うものであります。

以上でございます。よろしく お願い申し上げます。

○議長（滝口達也君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、可決されました。

日程第6 議案第2号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（滝口達也君）次に、日程第6、議案第2号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、議案第2号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億3,951万7千円と定めます。

第2条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしたしております。

次に、16ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入でございますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。2款1項国庫負担金及び3款1項県負担金は、保険料の不均一賦課による減額分の補填でございます。4款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、6款1項繰越金は、22年度決算による繰越金でございます。

次に、17ページ、歳出でございます。

1款1項議会費は、議員報酬や会議旅費、2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費負担金や事務用電算機器等の賃借料、2項選挙費は、選挙管理委員会の開催経費、3項監査委員費は、監査の実施に必要な経費が主なものでございます。3款1項社会福祉費は、保険料の不均一賦課にかかる国・県負担金相当額を特別会計に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます

○議長（滝口達也君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、可決されました。

日程第7 議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（滝口達也君）次に、日程第7、議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局から、提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）それでは、議案第3号 平成23年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,297億3,140万8千円と定めます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を200億円と定めます。

第3条は、歳出予算については、各項間で過不足を流用できるものとしたします。

次に、34ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入でございますが、1款1項市町負担金は、県内市町からの事務費負担金、保険料負担金、保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金でござ

います。2款1項国庫負担金は、国からの療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。2項国庫補助金は、国からの調整交付金及び健康診査事業費補助金でございます。3款1項県負担金は、療養給付費負担金及び高額医療費負担金でございます。4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金でございます。5款1項特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療に関する給付に係る交付金でございます。6款1項財産運用収入は、臨時特例基金の運用利子でございます。8款1項一般会計繰入金は、保険料の不均一賦課にかかる国・県負担金の繰り入れでございます。2項基金繰入金は、保険料の軽減策等の財源とするため、臨時特例基金からの繰入金でございます。

次に、35 ページ、11 款 3 項雑入は、第三者行為による納付金が主なものでございます。

次に、36 ページ、歳出でございますが、1 款 1 項総務管理費は、医療費通知等の通信運搬費、診療報酬明細書点検業務等の委託料、事務局職員 21 名の人件費負担金が主なものでございます。2 款 1 項療養諸費は、療養給付費、訪問看護療養費、移送費及び審査支払手数料でございます。2 項高額療養諸費は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。3 項その他医療給付費は、葬祭費でございます。3 款 1 項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金でございます。4 款 1 項特別高額医療費共同事業拠出金は、特別高額医療費共同事業交付金の拠出金でございます。5 款 1 項健康保持増進事業費は、健康診査費でございます。6 款 1 項基金積立金は、臨時特例基金の運用利子を臨時特例基金に積み立てるものでございます。7 款 1 項公債費は、一時借入金の利子でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口達也君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。あらかじめ、阿南澄男議員から質疑の通告がありますので、発言を許します。阿南澄男議員。

○議員（阿南澄男君）通告に基づいて質疑を行います。

大手企業の平成 22 年度 4 月から 12 月期決算は、輸出の拡大により前年対比増収増益との報道がなされておりますが、地方においては、その実感すらないデフレ下の経済不況が続いております。各市町でも、税金はもとより、国保、年金などの滞納が増加し、その収納に大変苦慮しております。このような経済状況の下、平成 23 年度の保険料軽減対策について質疑を行います。

改めて申し上げるまでもなく、後期高齢者医療保険料は、医療財政を運営していく上で欠くことのできない重要な財源であるとともに、被保険者一人一人に負担していただくことで制度を支えていただいております。その保険料率については、平成 21 年度に平成 22・23 年度の 2 カ年間における保険料率を、所得割率 7.11%、均等割額 3 万 6,400 円と定め、引き上げをいたしました。また、保険料率を引き上げた一方で、後期高齢者医療制度は、被保険者に対し、さまざまな保険料軽減対策を制度施行時から実施されてきております。今、審議中の広域連合の平成 23 年度後期高齢者医療事業特別会計予算案では、8 款 2 項 1 目後期高齢者医療制度臨時特

例基金繰入金として、19億6,100万円余を計上しています。これは、昨年と比べ2,900万円ほどふえております。

平成22年度は、平成21年度に実施したさまざまな保険料軽減策を実施しておりますが、そこで、平成23年度の保険料軽減対策は一体どのようになるのか、軽減のための財源はきちんと措置されているのか、保険料軽減対策を受けている被保険者は一体何人くらいになるのかといった点についてお伺いします。

また、保険料軽減対策が低所得者に十分配慮した内容となっているのかも併せてお伺いいたします。

○議長（滝口達也君）答弁願います。事務局長。

○事務局長（大橋芳幸君）平成23年度の保険料軽減対策についてお答えいたします。

国の平成22年度補正予算の成立により、保険料軽減のための特別対策として後期高齢者医療円滑運営臨時特例交付金が前年度に引き続き交付されることとなったため、平成23年度も平成22年度の実施内容と同様に継続実施いたします。具体的には、平成22年度までに実施してきました所得に応じた均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、所得割の5割軽減及び被用者保険の被扶養者だった方への均等割額の9割軽減を、すべて継続実施いたします。

保険料軽減のための財源については、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金と市町の保険料軽減負担分である保険基盤安定負担金で約69億円を活用する見込みとして本予算案へ計上いたしております。

また、保険料軽減対象者数ですが、均等割額の軽減対象者数が約22万9,000人で、被保険者見込み数約45万2,000人のほぼ半数と推計しております。また、所得割の5割軽減が対象者数約4万3,000人で、被保険者見込み数のほぼ1割と推計しております。これらの割合は、平成22年度とほぼ同程度となっておりますので、引き続き低所得者に対して十分配慮がなされたものであると考えております。

○議長（滝口達也君）再質疑はありますか。

○議員（阿南澄男君）ありません。

○議長（滝口達也君）以上で、阿南澄男議員の質疑を終わります。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、議案第3号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、可決されました。

日程第8 同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（滝口達也君）次に、日程第8、同意議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、板垣紀夫議員の退席を求めます。

〔 板垣紀夫君 退場 〕

○議長（滝口達也君）当局から、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（小嶋善吉君）御説明申し上げます。

同意議案第1号は、静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任でございまして、広域連合議会議員板垣紀夫氏を議会選出の広域連合監査委員として選任したいので、御同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（滝口達也君）以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、質疑に入ります。本件に対する質疑の通告はありません。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。本件に対する討論の通告はありません。これにて、討論を終了いたします。

これより、同意議案第1号について採決いたします。

本件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、同意議案第1号は、原案のとおり同意されました。

板垣紀夫議員、御入場ください。

〔 板垣紀夫君 入場 〕

日程第9 静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（滝口達也君）次に、日程第9、静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、地方自治法第182条第1項の規定により選挙管理委員を、同条第2項の規定により補充員を選挙するものであります。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」 〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員については、お手元に配付いたしました資料のとおり、藤田勝也様、初澤明博様、小川良昭様、長島弘光様、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4人の方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の方が、選挙管理委員に当選されました。

続きまして、補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

補充員については、お手元に配付いたしました資料のとおり、村上千明様、鈴木敏弘様、渡邊王雄様、小川洋輔様、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4人の方を補充員の当選人と定め、繰り上げ順序は指名順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（滝口達也君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4人の方が、補充員に当選されました。

○議長（滝口達也君）以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。広域連合長。

○広域連合長（小嶋善吉君）ただいまは、平成23年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算を初め、各種議案について御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

少し思い起こして申し上げますと、この後期高齢者医療制度がスタートして、ここで3年が経ち、いよいよ4年目となります。準備から入れますと、これで四、五年かかってきたというふうに思います。職員の皆さんの御努力、そして各市町の御協力によりまして、スタートした頃にはいろいろと御批判もあったわけですが、安定した運営ができてきたというふうに思います。

国の方では、平成24年度をもってこの制度を廃止すると当初は言うておりましたが、1月22日の新聞によりますと、「厚生労働省は21日、2013年3月に導入を予定していた新しい高齢者医療制度の導入時期を1年以上先送りする方針を固めた。14年3月以降で調整する。通常国会で早期成立は難しく、2年間は必要とされる自治体の準備が間に合わない判断した。」という記事が載っていました。

今、何が問題かといいますと、結局、新しい制度に対する意見がまとまらないということですね。私が広域連合長になりまして3年が経ちますが、毎年何回か全国後期高齢者医療広域連合協議会の広域連合長会議が開催されております。国が、後期高齢者医療制度を廃止するといったときに、元の国保に戻すという話もありましたが、それに対して、広域連合長会議でも反発をいたしました。国保は、市町が運営主体としてやっており、市町は、その運営の安定化のために広域化をとずっと言ってきたわけですね。やはり、国が一括して責任を持って保険事業をやるべきだということも言ってきたわけですね。そういう流れの中で、広域連合として、後期高齢者医療制度を変更していくならば、まず都道府県を実施主体とし、そして徐々に国保全体を、市町で運営しているものをそちらに踏み込んでいくべきと、大分強く主張いたしました。これで厚生労働省の基本的な考え方が変わっていったのです。それに対してやはり、我々も心配はしていたのですが、都道府県がそれを受けるのかと、ノウハウがないと言いますか、ないことはないのですが、市町ごとの国保会計への繰入金もバラバラでした。そういうこともあって、そのような状況ではそれを全部都道府県が引き受けるというのは無理な話ということになり、これはもっともな話です。しかし、流れとしてはその方向で行くことは間違いはないと思いますので、いずれにしても今後、国や地方との議論というものもやっていかななくてはならないのですが、当面、やはりそういった国における制度が変更されていくというのを、かなり慎重に、様子を見ながら行かなければならないし、皆さんの市町の行政で一番住民に接している、そして医療保険事業という非常に大事な財政事業ですから、きちっと見守りながら慎重に運営

していくというのが大切であろうと思っております。

広域連合の職員の皆さんも、派遣されてしっかりやっているといますけれども、これからもいろいろな面で県内の市町が連携、協力して、この制度は当分続きそうでありますので、きちっと運営されていくということが一番大事なことであろうというように思います。

閉会に当たりまして、今の状況をかいつまんでお話しさせていただきましたが、そういう状況だということの御理解を願います。

ありがとうございました。

○議長（滝口達也君）これにて、平成23年2月静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 滝 口 達 也

議 員 阿 南 澄 男

議 員 八 木 啓 仁